

令和5年度 柏市不法投棄対策協議会資料

令和5年7月27日(木)
柏市不法投棄対策協議会

不法投棄ごみとは？

⇒集積所以外の場所に捨てられたごみで柏市不法投棄対策条例第2条 第1項 第2号に規定する、ぽい捨てごみ以外のごみをいう。



ぽい捨てごみとは？

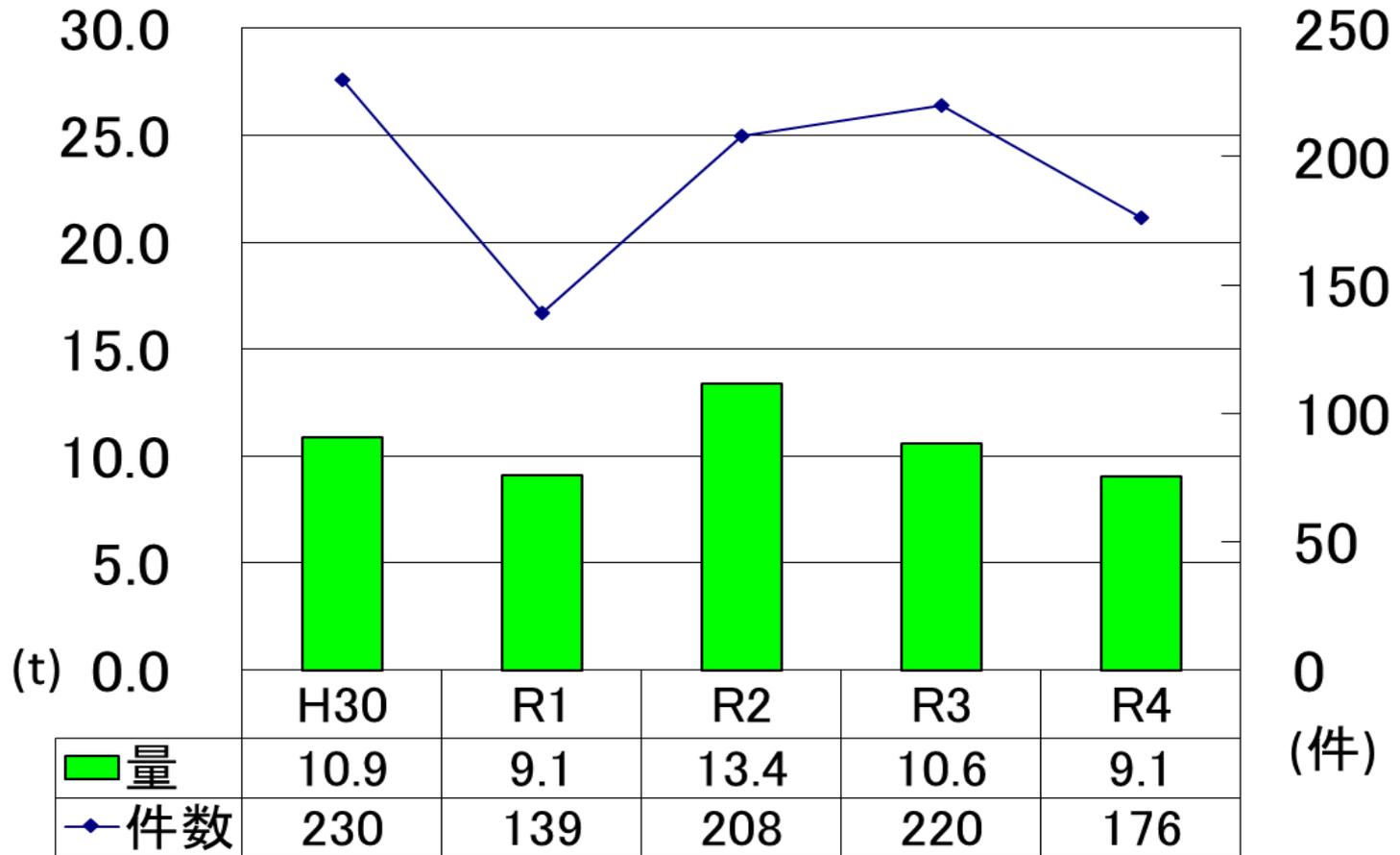
柏市ぽい捨て等防止条例第2条 第1項 第2号に規定するタバコの吸い殻や空き缶などの**散乱性の高いごみ**をいう

※ルールを守らずに集積所に捨てられたごみは違反ごみとなる

1 令和4年度不法投棄対策 事業報告

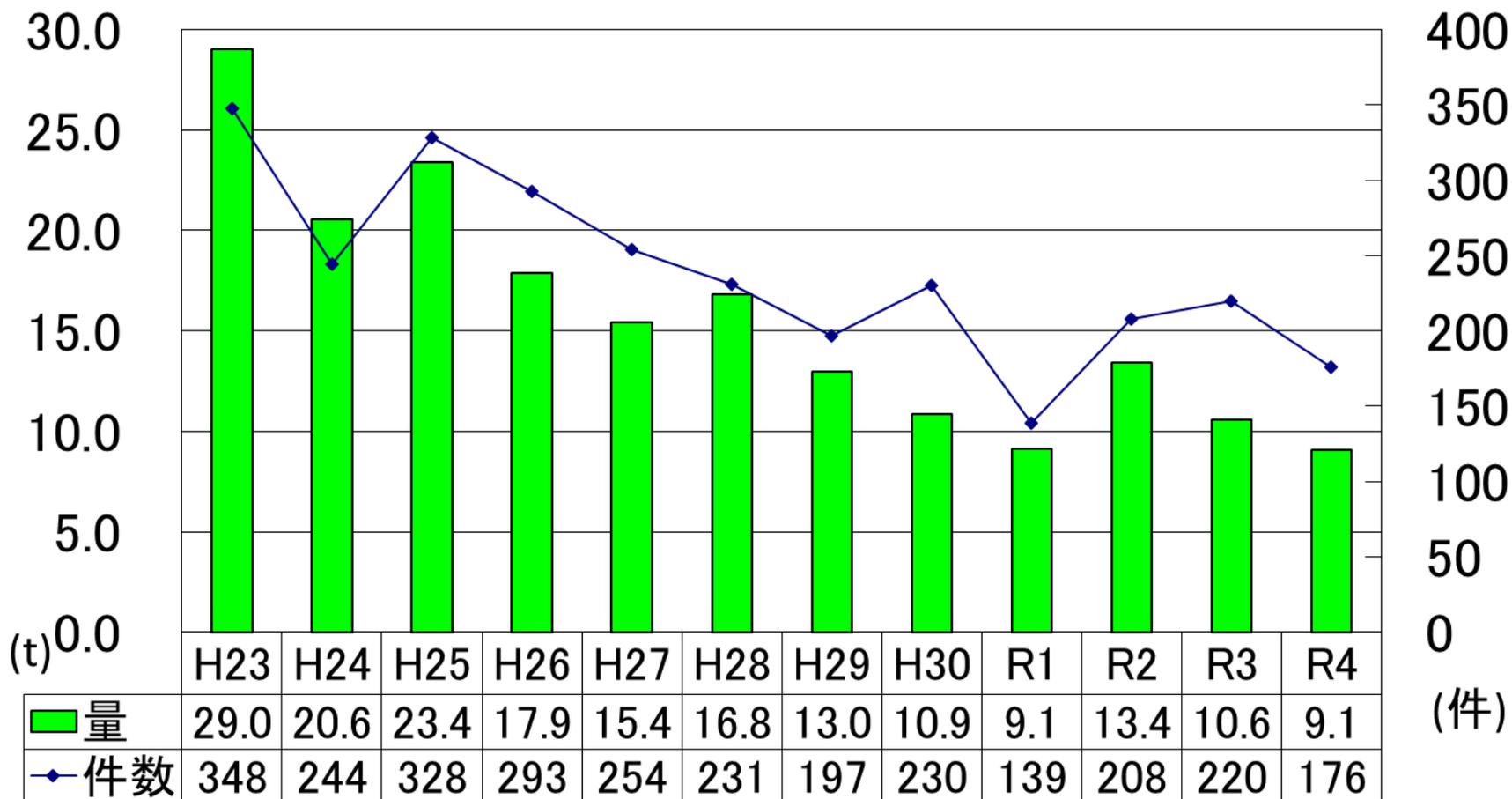
(1) 不法投棄データ

①年度別不法投棄回収量推移(過去5年)

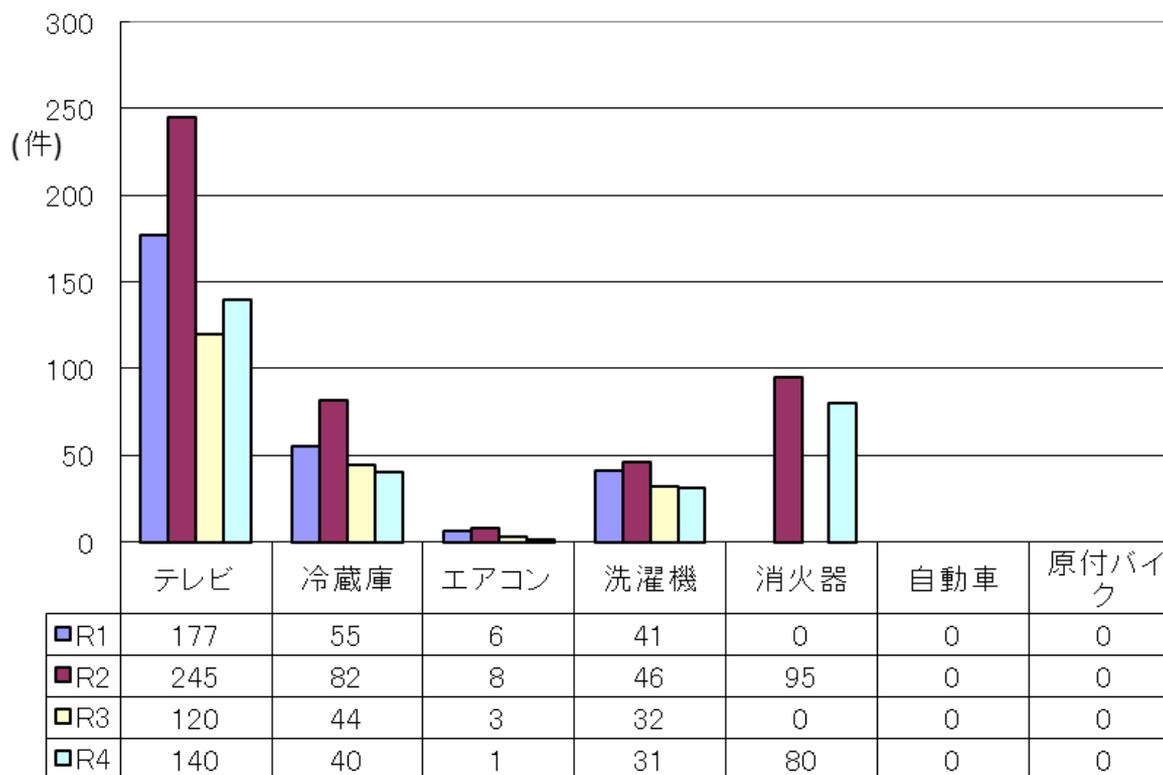


・10tを下回る結果となり多少の増減はあるが、全体的に減少傾向であると考えられる

年度別不法投棄回収量推移(参考)

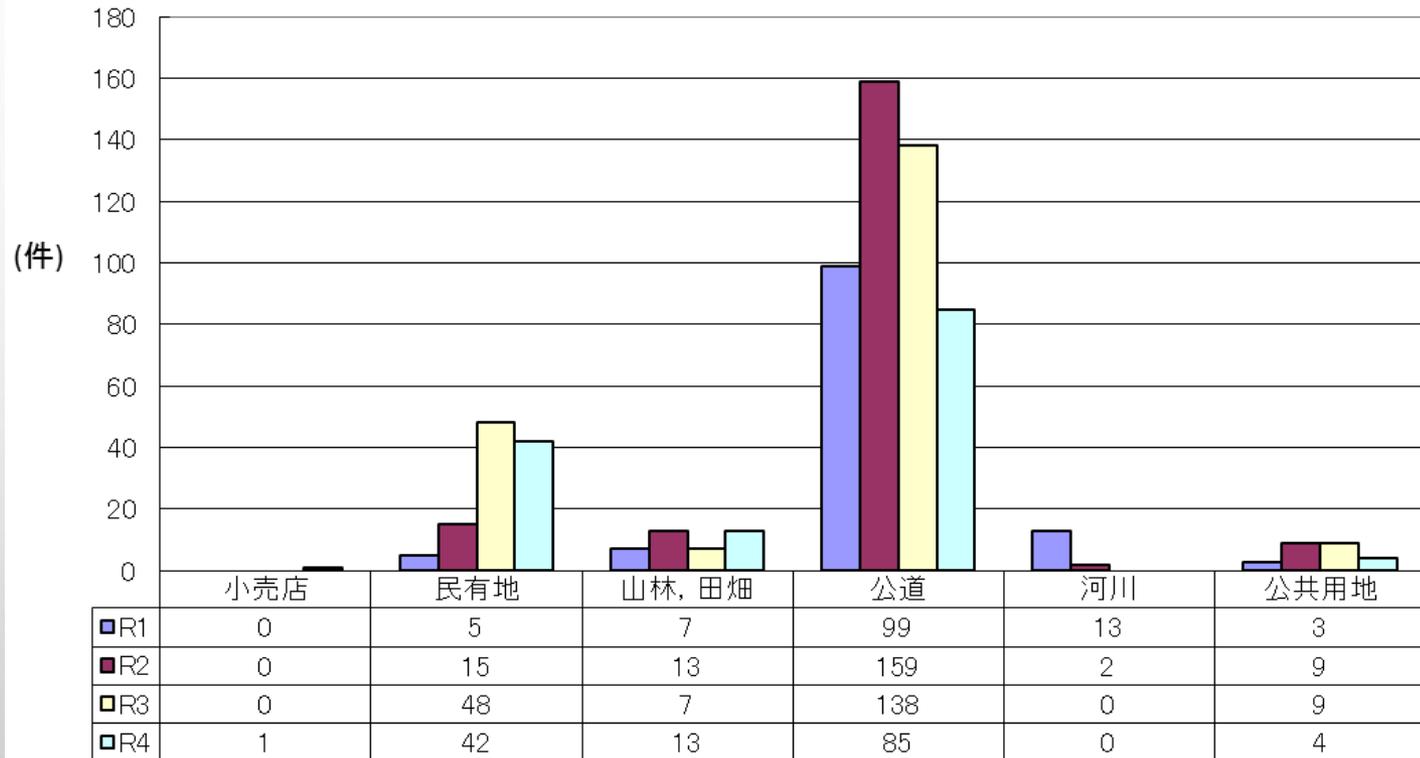


②-1 不法投棄処理困難物処分件数推移(物別)



- 徐々にではあるが、処分量に減少の傾向がみられると考えられる
- 引き続き処分量減少に向け、各関係機関との連携体制を継続していく

③不法投棄場所別回収件数



- ・公道への不法投棄は昨年から減少傾向にある
- ・令和3年度から民地への不法投棄が増加し，昨年度も同様民地への不法投棄が続いている。

1 令和4年度不法投棄対策 事業報告

(2) 不法投棄対策

不法投棄パトロール

不法投棄頻発地点について、6月・9月・12月・3月の各月2回計年間8回夜間パトロールを実施しました。

なお日中は、通報を受けた不法投棄現場を回りながら、投棄されやすい場所について随時実施しています。



パトロール車のステッカーを貼ったトラックで回ります。⁹

不法投棄禁止看板の配布

土地所有者，土地管理者，地域の方々等からの申込をうけ，不法投棄禁止看板を配布。

令和4年度配付実績 計 **265** 枚

配付枚数 上位5地域 (並記は同枚数の地域)	
13 枚	松葉町・増尾
12 枚	みどり台・高柳
10 枚	名戸ヶ谷・加賀
9 枚	豊四季
8 枚	根戸・亀甲台町



令和2・3年配布枚数(参考)

令和2年度配付実績 **322** 計枚

令和3年度配付実績 計 **408** 枚

配付枚数 上位10地域 (令和2年)	
21 枚	高田
17 枚	増尾
16 枚	柏
14 枚	西原
13 枚	小青田
12 枚	あけぼの, 逆井, 大津ヶ丘
10 枚	花野井, 名戸ヶ谷
9 枚	篠籠田
8 枚	松葉町, 旭町, 十余二
7 枚	布施, しいの木台, 藤ヶ谷

配付枚数 上位10地域 (令和3年)	
30 枚	西原
27 枚	柏
23 枚	南逆井
22 枚	松葉町
21 枚	篠籠田
15 枚	伊勢原
13 枚	旭町, 松ヶ崎
11 枚	根戸, 布瀬
10 枚	大井, 逆井, 十余二, 布施, 増尾台, 南増尾
9 枚	高田, つくしが丘, 増尾

1 令和4年度不法投棄対策 事業報告

(3) 事後対策

不法投棄事後対策事例(1)

《概要》

令和4年7月頃，市民の方からカラーボックスなどが捨てられていると通報があり現地確認を行った。

(実際捨てられているものは引っ越しごみのようなもの)



不法投棄事後対策事例(1)

《対応》

通報をいただいた場所の他にも不法投棄されていた為投棄者情報を確認したが確認することができず、投棄行為者の特定につながる有力な情報の発見には至らなかった

通報場所からさらに東方向に約50メートル離れた地点にも棚、テーブル、姿見、ビーズクッション、ランドリーバスケット、ベッドの骨組み等の不法投棄を確認した



※なお、投棄場所にあっては水路と認められたことから投棄物件の回収依頼については河川排水課管理事業担当に引き継いだ。

その後土地所有者である河川排水課により適正に処理された。

不法投棄事後対策事例(2) (産業廃棄物対策課)

《概要》

令和4年7月中旬頃、市民から産業廃棄物対策課へ電話があり、若白毛にある事業所の入り口付近にガラ等が捨てられていると通報があった。金属スクラップではないが、該当の事業所が出したのだったら片付けて欲しいとの要望があった。



不法投棄事後対策事例(2)

《対応》

事業者と出向き実際に出されたごみを認めた為、事業者に対して処理先を早急に決めて適正処理を行うこと、近隣住民に見られているという感覚を持ち、以後このようなことが無いようにと指導を行った。

2日後に現場の確認を行ったところ全て無くなっていたことから、場内に移動が完了したと思われる。



不法投棄事後対策事例(3)

(産業廃棄物対策課)



《概要》

令和5年3月10日、道路総務課から道路上に廃タイヤが不法投棄されていると産業廃棄物対策課へ情報提供があった。

現地を確認したところ事業者が隣接地を購入し清掃・整備した際に生じた廃棄物を処分業者へ引渡すためにまとめたものであることが判明した。

不法投棄事後対策事例(3)

《対応》

当該事業者に対し、産業廃棄物対策課からは廃棄物の適正処理を、道路総務課からは廃タイヤの堆積は道路敷ではなく自己敷地内で行うこと、及び、柏市道路上に置いたバリケードを撤去することを口頭指導したものの。



2 令和5年度不法投棄対策 事業計画(案)

令和5年度不法投棄対策事業計画(案)

■啓発活動

(1) ゴミゼロ運動

⇒開催方法を再検討し、時代や各地域に合わせ実施していく。

(2) ホームページの掲載

⇒ホームページにて市での不法投棄対策の紹介や、不法投棄を発見した場合の案内等を行う。

(3) 不法投棄防止啓発看板の配布

⇒土地所有者からの依頼等をうけ、不法投棄防止啓発看板の配布を行う。

令和5年度不法投棄対策事業計画(案)

■ 防止対策

(1) 不法投棄防止カメラの適正運営

⇒不法投棄防止カメラの効果を維持していくために管理・修繕を検討する。さらには、不法投棄防止カメラが適正に作用するために改めてカメラの設置場所を検討していく。

(2) 不法投棄防止夜間パトロール

⇒不法投棄対策強化月間6月・12月のほか、9月・3月にも夜間パトロールを実施し、不法投棄の発見・抑止を図る。更に各月の実施回数を1回から2回に強化した。

令和5年度不法投棄対策事業計画(案)

■事後対策・情報共有

〈関係機関等との連携〉

不法投棄の防止及び不法投棄をされた廃棄物の除去に係る施策について関係機関等と密接な連携に努める。

(不法投棄対策条例第8条)

令和5年度不法投棄対策事業計画(案)

■事後対策・情報共有

⇒不法投棄が起こった場合の以下(1)～(3)について、柏市関連部署や関係機関・近隣市・ボランティアの方々との情報交換及び連携を通して適切に行う。

(1)投棄者の特定

(2)投棄物の処分

(3)民有地の場合,所有者への情報提供

及び処分や防止策についての案内・提案

【参考】令和5年度 実施済み事業 ゴミゼロ運動

- 今年度は地域主導及び柏駅前を拠点とし、ゴミゼロ運動を実施した。柏駅前での実施はコロナ禍明け初めての試みであったが、多くの駅前の事業者やボランティア団体等の方々に参加していただくことができた。回収するごみ量は年々減少傾向にあると考えられ、ぽい捨てごみの減少に結びついていると思われる。

【参考】令和5年度 実施済み事業

ホームページでの情報発信

- ① 不法投棄発見時についての案内を柏市オフィシャルウェブサイトに掲載した。



不法投棄対策について

2.不法投棄を見つけたら

不法投棄された廃棄物や疑わしい行為を見つけた場合は、警察、若しくは市に早急に通報してください。
その際、捨てられた廃棄物の内容や、捨てられた時期や場所、発見した状況等を教えてください。
不法投棄物は行為者が処理をしなくてはなりません、行為者が特定できない場合は、土地の管理者や所有者に処理責任が生じます。

- ② 同様の案内を柏市オフィシャルウェブサイト「よくある質問」に掲載した。

【参考】令和5年度 実施済み事業

ホームページでの情報発信

- ② 同様の案内を柏市オフィシャルウェブサイト「よくある質問」に掲載した。

Q 一般廃棄物の不法投棄の発見

一般廃棄物の不法投棄を見つけたら、どうしたらいいですか。

カテゴリ： トップカテゴリ > 担当課から探す > 担当課の情報はこちらから > 環境部 > 環境サービス課

A 回答

不法投棄は犯罪です。

一般廃棄物の不法投棄物や疑わしい行為を見つけた場合は、投棄者が判明する場合がありますため、ごみはそのままの状態を保管していただき、警察に早急に通報してください。その際、捨てられたごみの内容や捨てられた時期や場所、発見した状況を伝えてください。

・不法投棄等された場合は、その土地の管理責任は所有者となるため、捨てられたごみの撤去と再発防止も所有者の責任になります。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条)